

正面玄関・外来駐車場管理業務仕様書

正面玄関及び外来駐車場管理業務については、仕様書に定められている下記条件に従い業務を遂行するものとする。

1 委託業務名

正面玄関・外来駐車場管理業務

2 履行業務場所

長岡市千秋2丁目297番地1

長岡赤十字病院 正面玄関・外来駐車場

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4 業務日・時間・対応人数

当院外来診療日

正面玄関： 8時から17時 (1名)

8時から13時 (1名)

12時30分から17時 (1名)

外来駐車場： 8時から13時 (1名)

5 委託業務の範囲

(1) 正面玄関

ア 正面玄関及びロータリーでの車両の誘導、監視

イ 送迎車両の乗降介助

ウ 正面玄関利用者への接客、案内

エ 車椅子の整備、片付け

オ 降雪、凍結時における歩道の簡易除雪、融雪剤散布

(2) 外来駐車場

ア 駐車場内の歩行者の安全確保

イ 空車状況の確認、駐車スペースの確保・誘導

ウ 身障者スペースの確保、適正利用のための管理

エ ヘリポート離着陸時の運行車両の誘導、安全確保

オ 降雪、凍結時における駐車場内の簡易除雪、融雪剤散布

本仕様書に記載されていない事項であっても契約の目的、円滑な病院運営を遂行する業務内容であれば、軽微なものについては現場の状況に応じて、契約の範囲内で処理するものとする。

6 業務体制

- (1) 本仕様の業務を、8時から13時まで3人体制、13時から17時を2人体制とする。
うち1名を管理責任者として選任すること。なお、ドクターヘリ対応は終日1人対応とし、諸作業にスタッフの休暇等欠員が生じた際は必ず同等の能力を有するスタッフの補充を行うこと。
- (2) 配置スタッフについては、以下の条件に沿った者とする。なお、勤務態度によっては、病院よりスタッフの変更を求めることができる。
 - ア 健康で、明るく、真面目であること
 - イ 物事に機敏に対応できること
 - ウ 正面玄関の業務については、病人の介助、来院者の接遇等を必要とすることから、関係する何らかの資格を取得していること。もしくは資格取得見込みであること。または何らかの接遇研修を受けること。
 - エ 駐車場管理の業務については、車両誘導等の観点から、警備業法で定められた指導教育責任者（1号または2号）と同等の知識を有する者から事前教育・定期教育を受けること。

7 受託者の責務

- (1) 業務の適正化
業務を遂行するにあたって、医療サービスを提供するものであることを十分認識し、身だしなみ、言葉遣い等に注意するとともに、来院者の対応に細心の注意を払わなければならない。
- (2) 各種要項、マニュアル等の遵守
業務の実施にあたって、病院が定める要項、マニュアル等を遵守すること。
- (3) 業務従事者への指導教育
業務実施に先立って、業務従事者に対し、業務処理に必要な教育訓練を実施し、委託業務の管理運営に支障をきたさないよう万全を期すること。
- (4) 健康管理
常に業務従事者の健康に注意し、感染症疾患に罹患した業務従事者を業務にあたらせてはならない。
- (5) 服装
来院者に対して不快感を与えないユニフォーム等を採用し、当院指定の名札を業務従事者に着用させること。
- (6) 守秘義務
受託業務上知り得た病院及び患者情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、期

間の満了及び契約の解除後においても同様とする。

(7) 信用失墜行為の禁止

病院の信用を失墜させる行為をしてはならない。

8 報告関係

(1) 業務従事者名簿の提出

契約後、業務従事者名簿を速やかに提出すること。また、変更があった場合も同様とする。

(2) 業務日報の提出

受託管理責任者は、毎日の業務終了に伴い、翌外来診療日までに業務日報を提出すること。なお、様式については病院の了解を得ること。

(3) 病院責任者への連絡、報告

受託管理責任者は次の場合、速やかに連絡または報告をすること。

ア 業務従事者に事故があったとき

イ 業務実施が著しく困難となる事情が発生したとき

ウ 車両事故発生時（人身・物損）

エ 病院施設、建物等の破損の発見時

オ 病院責任者から特に調査、報告を求められたとき

9 費用負担区分

費用の負担については、以下のとおりとする。なお、疑義が生じた場合、双方の協議により決定する。

(1) 病院負担

ア 業務遂行に必要な消耗品（マスク等）、事務用品

イ 業務従事者の屋外控室、控室電気料

ウ 除雪用品、除雪機械及び燃料

(2) 受託者負担

ア 業務従事者の制服、防寒具等

イ 業務従事者用駐車場

10 その他

(1) 受託者は業務遂行にあたり、善良な管理者の注意義務をもって業務を実施しなければならない。万が一、賠償を伴う事故が発生させた場合は、誠意をもって対応にあたること。

(2) 疑義解釈

本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載されていない事項については、病院と受託者が誠意をもって協議し、決定するものとする。